坂出市障がい者福祉計画 および 第6期障がい福祉計画

概要版



「もみじ(ちぎり絵)」 (提供:地域活動支援センターわかたけ)

坂 出 市

基本理念

「健やかに」「幸せに」暮らせる「健幸のまちづくり」の考えを念頭に置き、一人ひとり の個性や人格を尊重し,障がいのある人もない人も,「自分らしく」暮らすことのできる社 会の実現をめざします。

自分らしく 住み慣れた地域で 共に安心してすごせる健幸のまち さかいで



基本目標

基本目標1

「自分らしさ」の尊重 ~「自分らしく」すごす~ 障がい者の自己決定を尊重し、適切な意思決定等に必要な支援を実施するとともに、障がい者一人ひとりの状況に応じた的確な支援に取り組んでいきます。

基本目標2

障がい特性等に応じた 切れ目のない支援 ~ずっと「住み慣れた 地域で」すごす~ 障がい者やその家族に対し、ライフステージ、障がい特性等に応じた必要な支援が受けられるよう、情報を届ける 仕組みや切れ目のない支援体制の構築に努めます。

基本目標3

地域福祉の推進 〜「共に」「安心して」 すごす〜 福祉を担うさまざまな団体・組織が互いに連携し、障がい者の自立した生活を支え、隣近所の助け合いをはじめとした「互助の体制」の形成を図ります。

基本目標4

社会的障壁の除去 および 合理的配慮の普及 市民や事業者等に障がいや障がい者に対する理解を深めることで、障がいを理由とする差別をなくし、障がい者の基本的人権を守ります。また、地域における障がい理解・差別解消を促進するために、障害者差別解消法や合理的配慮の普及に向けて具体例を提示するなど、啓発や理解促進に努めます。

どんな計画?



計画の法的な位置づけ

本計画は、「障がい者福祉計画」および「第6期障がい福祉計画(第2期障がい児福祉計画含む。)」 を一体的に策定した計画です。

障がい者福祉計画

障害者基本法に基づき, 坂出市の障がい者施策の全 体の方向性を示す計画

障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス等の 提供に関する具体的な数値目 標等を定める計画

障がい児福祉計画

児童福祉法に基づき、障がい児通所支援等の提供に関する具体的な数値目標等を 定める計画

計画の期間

本計画は、いずれの計画も令和3年度からとし、最終年度は、「坂出市障がい者福祉計画」は令和8年度まで、「第6期障がい福祉計画(第2期障がい児福祉計画含む。」は令和5年度までとします。

	平成 30 年度	平成 31 年度 (今和元年度)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者福祉計画	第3期計画 (平成27年度から6年間)		第4期計画						
障がい福祉計画 (障がい児福祉計画を含む。)	第5期計画(3年間) (第1期障が、児福祉計画を含む)			第6期計画(3年間) (第2期障が、児福祉計画を含む。)					

本市の障がい者を取り巻く現状

平成27年度から令和元年度の障がい者手帳所持者数をみると,減少傾向にあります。 身体障がい者手帳所持者が減少傾向にある一方で,精神障がい者保健福祉手帳所持者は 増加傾向にあります。



施策の展開

基本理念,基本目標の実現のため,8つの施策の展開に努めていきます。(1,7,8はアンケート等で特に意見が多かったものであり,詳細に説明しています。)

1 理解と交流の促進

(1) 啓発・広報活動の推進

- ・市広報やホームページ等の各種広報媒体を通じ、障がいや障がい者に対する正しい知識 の普及啓発に努めます。
- ・障がいに関する正しい理解のため、関係機関等と連携しながら、市民への啓発活動を展開します。

(2)交流・ふれあいの居場所づくり

- ・市や関係団体が実施する各種イベント等へ多くの人が参加できるよう努め,障がい者と 地域住民の交流が図られるよう推進します。
- ・社会福祉施設等での交流活動に地域住民等が参加しやすいよう推進し,また,誰もが気 軽に楽しむことができるふれあいの場を検討します。

(3) 互助の取り組みの推進

- ・地域福祉の中核を担う民生児童委員の活動を支援します。
- ・手話奉仕員養成研修の周知啓発, ボランティア情報の提供やボランティア間の交流を支援します。
- ・障がい者等による地域での自発的取り組みを支援します。

(4) 生涯学習(文化、スポーツ等)の振興

- ・創作活動などを行う地域活動支援センターの適切な支給量の決定に努め、文化活動等の成果が発表できる場の確保にも努めます。
- ・障がい者のスポーツ・レクリエーション活動を支援します。

2 保健・医療の推進

- (1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
- (2)保健・医療・介護・福祉の連携
- (3)精神保健福祉対策の推進

3 療育・教育の充実

- (1) 早期療育体制の構築
- (2)特別支援教育の充実
- (3) 保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の連携体制の構築
 - 4 自立した生活支援の推進
- (1) 障がい福祉サービス等の充実
- (2)障がい児支援の充実
- (3) 地域生活移行・定着の促進
- (4)経済的な支援
 - 5 雇用・就業支援の推進
- (1)障がい者雇用の促進
- (2)総合的な雇用・就業支援施策の推進
- (3)福祉的就労の支援
 - 6 安全・安心な生活環境の整備
- (1) 住まいの場の確保
- (2)移動手段の充実
- (3) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進
- (4) 防災対策の推進
- (5) 救急・交通安全対策の推進
 - 7 情報提供・相談支援体制の充実
- (1) 障がい特性に応じた情報提供の推進
- ・障がい者等を含め、誰もが利用しやすいホームページ作りに努めます。
- ・手話通訳者設置事業などの必要な支援を行い, 聴覚障がい者等の自立および社会参加の 促進を図ります。
- ・障がい者に関わる施策やサービスについて、わかりやすい情報提供や窓口対応に努めます。
- ・学校教育におけるICT機器の整備,学習ソフト等の活用,障がい者(児)の図書館等の利用への対応を充実します。

(2) 相談支援体制の整備

- ・障がい者やその家族の相談体制の充実を図るとともに,一人ひとりの状況に応じた適切 な対応と課題解決に取り組みます。
- ・地域自立支援協議会を中心に、相談支援事業の中から出てきた地域の課題解決に向けた 協議を行います。
- ・地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の設置の必要性 などについて、地域自立支援協議会などで検討を進めます。
- ・医療, 障がい福祉・介護, 社会参加, 住まい, 地域の助け合いが包括的に確保された 「地域包括ケアシステム」の構築をめざし, 関係者による協議を継続して行います。

8 差別の解消および権利擁護の推進

(1)差別解消の推進と合理的配慮の普及

- ・障がいを理由とする差別をなくすため、さまざまな情報の周知を図り、障がい者の自立 と社会参加を推進します。
- ・障害者差別解消法などの考え方を啓発するとともに、不当な差別的取り扱いの禁止や合理 的配慮に関して、すべての市職員が適切に対応するための必要な研修を行っていきます。
- ・地域自立支援協議会で差別情報の共有を図り、事例分析検討会を行います。
- ・幼児教育や学校教育の中で発達段階に応じた人権教育を推進し,総合的な学習の時間を 利用した福祉体験などにより、障がい者(児)や障がいに対する理解を深め、「心のバ リアフリー」の理解を推進します。

(2) 虐待の防止

- ・「坂出市障がい者虐待防止センター(ふくし課障がい福祉係)」を中心に、関係機関と連携して適切な対応を行います。
- ・障がい者虐待防止のため、「坂出市障害者虐待防止対策協議会」等を定期的に開催します。
- ・地域自立支援協議会で虐待情報の共有を図り、事例分析検討会を行います。

(3)権利擁護の推進

- ・成年後見制度の利用が必要なかたが適切に利用できるようにするための支援を行います。
- ・国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき,「坂出市成年後見センター(坂出市社会福祉協議会)」を中核機関とし,本市や成年後見制度と関わりのある専門職や関係機関と連携し,制度の周知啓発や相談支援,利用促進,そして成年被後見人や成年後見人への支援を行う「地域連携ネットワーク」を構築していきます。

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の成果目標

① 施設入所者の地域生活への移行

成里日標

令和5年度目標 (2023年度)

地域生活への移行者数

5人

施設入所者数の削減

2人

◆目標値の達成に向けて,住まいの場や日中活動の場など地域生活基盤の充実に努めるとともに,施設入所者や関係者の意見を聴き,情報収集する中で一人ひとりの状況に応じて地域生活への移行を支援します。

② 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

成果目標

令和5年度目標 (2023年度)

地域生活支援拠点等の 設置箇所数

1か所

地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証および検討の実施回数

地域自立支援協議会 年1回

◆中讃東圏域の1市2町が共同して設置した地域 生活支援拠点等(1か所)の充実を図るとともに, 地域自立支援協議会において,年1回運用状況の 評価・検証を行います。また,多様な就労の場の 創出,グループホームをはじめとする居住サービ スの整備,医療との連携の強化などに向け,市内 のさまざまな機関との連携をさらに推進します。

③ 福祉施設から一般就労への移行

成果日標

令和5年度目標 (2023年度)

福祉施設から一般就労への移行者数

11人

就労移行支援の利用者数

6人

就労継続支援A型の利用者数

19 人

就労継続支援B型の利用者数

185 人

令和5年度中の福祉施設から一般就労 への移行者のうち就労定着支援事業の 利用者数

8人

- ◆就労移行支援,就労継続支援A型およびB型, 就労定着支援の利用促進を図るとともに,本市 の就労支援制度の活用や関係機関と連携して 雇用・就労の推進に努めます。
- ◆職場環境や仕事内容,人間関係,生活環境などの要因で退職する人も少なくないことから,多様な雇用の場の創出や職場定着支援の充実とともに,就業面だけでなく生活面における支援も総合的に行われるよう,さまざまな関係機関と連携を図ります。

④ 障がい児支援の提供体制の整備等

成果日標

令和5年度目標 (2023年度)

医療的ケア児支援の協議の場 の設置 地域自立支援協議会内で部 会を設置し,引き続き協議

医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置

1名

◆医療的ケア児支援の協議については、地域自立 支援協議会において、保健、医療、障がい福祉、 保育、教育等の関係機関が連携・情報共有・協 議を行います。また、令和元年度に医療的ケア 児に対する関連分野支援コーディネーターを 1名配置しており、引き続き医療的ケア児が適 切な支援を受けられるよう体制を維持します。















相談・支援窓口一覧

関係	所 属	電話番号	内 容		
市	坂出市ふくし課	0877-44-5007	市の障がい福祉担当課 障がい者虐待防止センター		
社会福祉	坂出市社会福祉協議会	0877-46-5078	福祉全般に関する相談		
協議会	坂出市成年後見センター	0877-46-5038	成年後見制度等に関する相談		
相談支援 事 業 者 (委託)	障害者生活支援センターピア	0877-56-3070	主に身体障がい相談		
	香川県ふじみ園相談支援センター	0877-98-3163	主に知的障がい相談		
	あいうえお相談支援事業所	0877-85-6102	主に知的障がい相談		
	中讃地域生活支援センター	0877-56-3200	主に精神障がい相談		
	相談支援事業所わかたけ	0877-59-0582	主に精神障がい相談		
	相談支援センターfine(ファイン)	0877-48-3400	主に精神障がい相談		
国・県(委託含む。)	香川県障害福祉課	087-832-3291	県の障がい福祉担当課		
	香川県障害福祉相談所	087-867-2696	障がいに関する相談,発達障がい相談 障害者権利擁護センター		
	香川県視覚障害者福祉センター	087-812-5563	視覚障がい相談		
	香川県聴覚障害者福祉センター	087-868-9200	聴覚障がい相談		
	香川県中讃保健福祉事務所(中讃保健所)	0877-24-9963	こころの健康相談,子育て相談		
	香川県精神保健福祉センター	087-833-5560	精神保健福祉相談,こころの電話相談		
	香川県ひきこもり地域支援センター「アンダンテ」	087-804-5115	ひきこもり相談		
	香川障害者職業センター	087-861-6868	就職・雇用相談		
	ハローワーク(坂出公共職業安定所)	0877-46-5545	就職相談		
	障害者就業・生活支援センターくばら	0877-64-6010	就業相談		
	香川県発達障害者支援センター「アルプスかがわ」	087-866-6001	発達障がい相談		
	かがわ総合リハビリテーションセンター	087-867-7686	高次脳機能障がい相談		
	香川県子ども女性相談センター	087-862-8861	女性相談		
	香川県西部子ども相談センター	0877-24-3173	子育て相談		

坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画 (概要版)

発行日:令和3年3月

発行者:坂出市ふくし課 障がい福祉係

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

T E L : 0877-44-5007 F A X : 0877-45-7270

E-mail:fukusi@city.sakaide.lg.jp













